

# 総務常任委員会

平成29年6月12日（月）



## 総務常任委員会

定例会名 平成29年第2回定例会  
招集日時 平成29年6月12日(月) 午前10時00分  
招集場所 第3会議室

出席委員 8名  
委員長 杉森弘之  
副委員長 遠藤憲子  
委員 中根利兵衛  
" 山越守  
" 尾野政子  
" 小松崎伸  
" 守屋常雄  
" 伊藤裕一

欠席委員 なし

出席説明員  
市長 根本洋治  
副市長 滝本昌司  
市長公室長 吉川修貴  
経営企画部長 飯泉栄次  
総務部長 中澤勇仁  
市民部長 高谷寿  
議会事務局長 滝本仁  
会計管理者 山越恵美子  
秘書課長 野口克己  
広報政策課長 本多聡  
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦  
経営企画部次長 吉田将巳  
政策企画課長 柳田敏昭  
財政課長 山崎裕  
総務部次長 小林和夫  
総務課長 吉田充生  
人事課長 二野屏公司

管財課長	橋本裕樹
契約検査課長	神宮寺昌志
税務課長	木村光裕
収納課長	山岡三千男
市民部次長兼交通防災課長	植田裕
交通防災課参事	松崎弘臣
市民活動課長	糸賀珠絵
総合窓口課長	大里真紀
システム管理課長	中島政順
監査委員事務局長	大和田伸一
庶務議事課長	野島貴夫

議会事務局出席者

書	記	橋本早苗
書	記	中根敏美

## 平成29年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 総務常任委員会

議案第 50号 牛久市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例について

意見書案第5号 原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について

午前10時00分開会

○杉森委員長 おはようございます。

少し時間は早いのですが、全員おそろいになりましたので、始めてまいりたいと思います。

新たに総務常任委員会の委員長を仰せつかりました杉森です。どうぞよろしく願いいたします。

私は今回総務常任委員会ということで委員長を仰せつかったわけですが、総務常任委員会というのは、大変範囲の所管の広いところで、ほかの常任委員会と比べても大変、それぞれに重要ですが、市の根幹を担うというような意味合いもあるのではないかと考えております。これから常任委員会自身をどのように活性化させていくのかということについては、委員の皆さんと力を合わせて進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、遠藤副委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○遠藤副委員長 改めまして、おはようございます。

副委員長という重責を今度担うことになりました。委員長を補佐しながら皆さんと一緒に円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○杉森委員長 次に、改まった総務常任委員会初めての会議ということですので、委員を紹介してまいりたいと思いますが、私のほうから御紹介するという形でもよろしいですか。

中根委員。

○中根委員 よろしく願いします。

○杉森委員長 山越委員。

○山越委員 おはようございます。

○杉森委員長 尾野委員。

○尾野委員 よろしく願いいたします。

○杉森委員長 小松崎委員。

○小松崎委員 よろしく願いします。

○杉森委員長 守屋委員。

○守屋委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

○杉森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 よろしく願いします。

○杉森委員長 よろしく願いいたします。

次に、本日説明員として出席した方々を御紹介いたします。これも私のほうから読み上げさせていただきます。

市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員

事務局長、庶務議事課長であります。

書記として橋本君、中根君が出席しております。よろしくお願いいたします。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 50号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について

意見書案第5号 原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第50号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例についてを議題といたします。

議案第50号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしくお願いいたします。

議案第50号について、御説明申し上げます。

議案第50号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例についてとなります。

本件は、平成28年度に続き職員による不祥事が発生したことに対する監督責任に基づき、市長、副市長及び教育長の給料を平成29年7月1日から平成29年7月31日までの1カ月間10%減額し、市長の給料を現在の月額88万円から79万2,000円に、副市長の給料を月額68万円から61万2,000円に、教育長の給料を月額64万円から57万6,000円にそれぞれ減額するものとなります。

以上となります。

○杉森委員長 これより議案第50号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山越委員。

○山越委員 おはようございます。

今、人事課長がるる御説明いただいたとおり、不祥事に関する処分ということで理解はしております。今、今回お聞きするのは、意見ということではなくて確認の意味でお聞きをしたいということなので、よろしくお願いいたします。

まず、この処分のいわゆる基準といいますか、何に基づいてこういう数字が出てきたのか、といういきさつをまずお伺いしたいということ。

そして、大きく過去の事例についてももしお示しできる範囲で結構ですから、どのようなことがございましたというような御説明をいただければと思っております。

3点目、懲戒処分に当たらない口頭注意の自主返納をされる職員さんがいらっしゃいますけれども、これの経過についても確認の意味でお聞きをしたいと思います。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 懲戒処分の基準につきましては、一応牛久の場合には人事院の懲戒処分の指

針に基づいた対応をしております。そういった中で、例えば公金着服の場合、人事院の指針では停職または懲戒免職というふうにはっきりと停職の期間とかが定められているわけでもないので、過去の事例や他市の事例をもとに処分を決めるということになります。

済みません、あと過去の処分の事例につきましては、牛久市で直近でありましたのは御存じのように昨年の28年、スポーツ推進課の公金盗難事件による処分。今回と同様な盗難等については平成12年に準公金ですね、これも外郭団体の預金を着服ということと、平成14年にクリーンセンターの公金の着服ということで、着服についてはこの今回のと合わせて3件となっております。

自主返納につきましては、懲戒分限処分、分限懲戒審査委員会の決定前から部長さん方から全部長に対する責任という話が出て、そういった中で自主返納しようという話が出たというふうに聞いております。この処分が決まった以降に、今回部長、訓告処分を受けた部長と次長を除いた8名が口頭注意ということで自主返納というふうに聞いていたんですけれども、その後懲戒処分のほうの結果が出て、文書訓告となった教育部長と教育委員会の次長ですね、2名がさらに自主返納を申し出たというふうに聞いております。

○杉森委員長 山越委員。

○山越委員 よくわかりました。ということは、改めて決まっているというわけではないわけですね、その処分の基準は。そういうふうに理解してよろしいんですか。

というのは、ほかの自治体なんですけど、同じような事例で直属の担当部長さんが、部長かな、課長かな、ちょっといわゆる職員が1カ月の停職という処分を受けている事例を聞いたんですね。ですから、その辺のところでじゃあちょっと伺って確認してみようかなと思った次第であります。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 先ほども申し上げましたとおり、牛久市は人事院の懲戒処分の指針に基づいて処分をしております。今回、管理監督責任というものにつきましては、指導監督不適正という場合の指針としましては減給または戒告という2種類、その中からどういったものが適切かというのを分限調査審査委員会で審議し教育委員会で決定したのが今回の処分となっております。

○杉森委員長 もう一つ。山越委員。質問じゃない。はい。

○山越委員 理解できました。いずれにしましても、これはお願いでありますけど、市長さん初め、このようなことが二度と起きないようにひとつ嚴重な何というんでしょうか、管理というんですか。例えば、私もある人から聞いたんですが、預金通帳なんか、必ずもう月に1回とか半月に1回とか必ずチェックをしているというんですね。これ普通ですよ、企業では。こういうことをしていれば被害というのはもっとももっとも少なくなる。仮に起きても。あるいは早目な判明ができるということもあると思うんで、その辺のところをお願いをしておきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○杉森委員長 市長。

○根本市長 今回の処分といいますか、我々のことでございますけれども、実際確かに通帳はしっかりと管理していきやいけないという話、それはもっともなことではございますけど、ただ、通



帳はまずその団体が持っている、その団体の方が職員に管理してくださいということで預けてということが一つの大きな間違いです。そのときははっきりと私たちはこういうものを受け取れませんということでやればよかったんでしょうけれども、事務的なことでやってしまった。それがそういうチェック機能が働かずにそれをやってしまったということ、非常にこれはやっぱりその辺でもルールづくりをしっかりとしようという話を今しております。

今回の処分につきましても、昨年もございました。昨年は盗難ということがございましたが、今回は自分たちの管理の甘さが目立った事例でございましたので、これはしっかりと私たちも処分を受けなければならない、そして部長の皆さんにおかれましてもこういうことがあってしっかりやってくださいと、それで自主的なものでやってくれたということ、私はその意味では感謝する意味がございます。いずれにしても、こういうことが起きないようにこれからしっかりとそのルールづくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○杉森委員長 そのほか、質疑ありますか。尾野委員。

○尾野委員 今、対応策のほうも若干お話ありました。私のほうからはこのたびの事件の全容と、それから職員の処分については人事課から5ページにわたって詳しく報告していただいておりますので、今後の対応について、今市長のほうからも少々ございましたが、今後の対応が、ルールづくりというのが本当に大切になってくるかと思えます。今、その辺のところをもう少し具体的にお話をいただければと思います。

以上です。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 それでは、今後の対応について、お答えします。

まず、1点目としましては、公金取り扱いのルールづくりとしまして、これまで不祥事やふぐあいがあった、その都度通知等で対応していたということがあるんですけども、例えば今回こういう事件があった外郭団体の通帳の管理についての通知については、平成20年の4月28日ということで、9年以上前に通知が出たままとなっております、今回職員も若干の勘違いをしていたという部分もございましたので、公金等の取り扱いのルールを明確にいたしまして常に確認、いつでも確認できるようにして常に注意や確認ができるようにしてまいりたいと考えております。

もう1点としましては、懲戒処分等のルールづくりですね。こちらは先ほどもお答えしましたとおり、懲戒処分は人事院の指針に基づいて牛久市の場合は行ってまいりました。これからは牛久市として体系を整備して、さらに公表についての基準も明確にして周知することにより不祥事の抑止を図ってまいりたいと考えております。

○杉森委員長 よろしいですか。そのほか。伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど過去の事例についてお話ありましたが、今回のように特別職まで条例を制定して給与を一時削減したとか、そういった事例はあるんでしょうか。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 お答えします。

牛久市で特別職の給与を減額したのは、直近では平成27年に1回やっております、その前は平成21年ですね、にも特別職の減額ということをやっていた事実があります。平成27年につきましては、建設部のほうで起きた不祥事を理由として、その当時給与月額額の10分の1を市長、副市長が減額しております。平成21年につきましては、平成21年もこちらは市長、副市長が10%の減額をしております。こちらの内容は、教育委員会のほうの事務手続を行ったという不祥事が原因となっております。

以上です。

○杉森委員長 よろしいですか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 私のほうからも若干伺いたいと思います。

先ほど、再発防止策のルール、講じていくという質問に対し、今後についてはいろいろなルールの明確化ということもございました。昨年に続きましてこのような不祥事が相次いだことは市長を初め、特別職が責任を重く受けとめて給与を1カ月間、10%減額の今回の条例です。

しかし、確かに不祥事をなくすということではいろいろと言われていますが、例えばよく言われているのが規律の徹底とか、コンプライアンスの研修とか管理職による確認作業など言われているんですけども、このようなことを行っても不祥事ということは人間が起こすものなので絶対に起こさないということができないのではないかと思います。そういう中で、今真面目に職務に取り組んでおります職員、その方たちのやる気をそぐ原因にもなりかねない今回の事例ではなかったかと思えます。そのことにはやはり今後職員の配置なども含めて職場環境、これを整えていくということが最高責任者として市長がやるべきことではないかと思えます。そういうような職員との信頼関係とかそういうような業務の進め方、そういうようなことも考えていかなきゃいけないと思えますが、市長、この辺のお考えを再度ちょっと伺いたいと思います。

○杉森委員長 市長。

○根本市長 このような不祥事というのは、今までも報道でも何と申しますか、先々月も消防の職員がございました。そしてまた最近では警察の署員ということで、そういううちの市の職員であつても非常に公務員のそういう不祥事が最近、話題、マスコミ等、なっております。ですから、今回の処分、多く強く重く受けとめたというのはもっとしっかりこういうことをすれば皆さんが迷惑するんだよという話をしっかりと私は訓示で申し上げました。一番の話は家族も大変な思いをするんですよ、自分の人生も全部大変な狂いを生じますよということを言っております。ですから、そういうものに関してどのように周りが影響を受けるか、それをしっかりと皆さんは自覚しながら仕事をしてくださいというような話。ちょっとの気の緩みというんですか、私は気の緩みというのは年中いつたから緩むじゃなくて、やっぱりその人間性をどういうふうにして導くか、そしてそういうものにならないためにどうしたらいいかということ常にも頭の中に。ただ、上からぎんぎん言うわけじゃなくてもっとしっかり公務員であるべき姿をしっかりと自覚してもらおう。そういうことに尽きるというのはちょっと話があれかもしれませんが、その事件を起こした場合はどのような周りの皆さんに苦しみ、自分も苦しむ、そういうことをしっかりともう一度再認をしようということで、そういうことに対しては非常に管理職の方にも私は強く

今回言ってまいりました。ですからもう一度、何というんですかね、忘れたころにそういうこと起こりかねませんので、ですからそういう機会あるたびにどういう立場なのかなということをしつかりと管理職、そして私たちも職員に対してこれからも言っていくつもりでございますので、議員の皆さんにもよろしくお願い申し上げます。

**○杉森委員長** そのほかありますか。ありませんか。

以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。賛成反対関係なしで、討論である方。よろしいですか。ありませんか。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○杉森委員長** 挙手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第5号原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について。

意見書案第5号について、意見のある方は御発言をお願いします。尾野委員。

**○尾野委員** ことし復興庁では2月28日付の発表で、まだ全国的に被災者の方たちは12万3,000人おられるということでございました。47都道府県に点々と所在をしているということでございます。この本文の中にも牛久市では39世帯97人の方がいらっしゃるということでございます。ですので、本当に一律でこの支援を切るということ、これについてはやはりもう少し調査を重ねた上で、そして一律ではなく本当に困っておられる方も多いというふうに本当に想像できるところでありますので、やっぱり復活するための必要な措置をまた講じていくべきだと思います。

以上です。

**○杉森委員長** ほかにありますか。遠藤副委員長。

**○遠藤副委員長** この意見書は、当然自主避難も含めた方の避難生活を、住宅支援の復活を求める意見書で、賛成するものです。5月の24日の茨城新聞でも、自主避難者への住宅支援の継続の意見書が全国では80議会で出ているということですね。この時点での報道では茨城県内ではつくば市議会が出されているということがありました。牛久市でもこのような意見書が出されるということは理にかなっていると思います。ただし、平成29年の3月末で打ち切られるという方、牛久市でお一人いらっしゃるということを確認をしております。既にもう住宅を建てられた方などもおられるという方などもおりますので、そういう方たちに対するやっぱり支援というものこれから必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、この意見書には必要な措置を講じるということで賛成をするものです。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありますか。ありませんか。

なければ、以上で意見を終結いたします。

次に、討論がありましたら、御発言をお願いします。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第5号について、採決いたします。採決は、挙手により行います。

意見書案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

ここで、議案については終了いたしますわけですが、事務調査について委員のほうから提案があるということをお聞きしておりますので、小松崎委員のほうからよろしくお願いたします。

○小松崎委員 それでは、提案ということですが、閉会中の事務調査ということですが、事項といたしましては、土地開発基金、これについての事務調査を議会閉会中も調査するというふうな提案をいたします。

○杉森委員長 小松崎委員のほうから提案がございました。閉会中に土地開発基金の問題について。これについては、たしか石原議員のほうから事前の調査資料という請求があつて、議員一人一人に資料が配付されていたかというふうにも思いますけれども。これについて意見ございましたら、お願いたします。中根委員。

○中根委員 これは正式な委員会の場ではないのかな。この今のやっているあれは。

○杉森委員長 委員会です。常任委員会です。

○中根委員 常任委員会、さっき終わったわけではなかった。

○杉森委員長 いや、終わってないです、まだ。

○中根委員 終わってないの。

○杉森委員長 はい。

○中根委員 今、土地開発基金という話がありました。土地開発基金のどういう内容について、もう少し詳しくね、お聞かせいただければと思います。これ、突然きょう出たものですから、採決に当たってはちょっと休憩をいただければと思います。採決に当たってはね。

○杉森委員長 今、討論すぐするか、それとも休憩を少しとってから討論をやるか。いいですか。討論を、説明を先に聞くということで。いかがでしょうか。小松崎委員。

○小松崎委員 じゃあ、ちょっと意見ということで。

当然委員会ですから審査権、あともう一つ、いわゆる調査権というのがあると思うんですけれ

ども、これは今回は石原議員のほうからそういうふうな資料請求をしているというわけですが、この調査権についても今の当然大きな流れとしても、この閉会中の調査というものについては進めていくというふうな方向もございますので、そういった形は進めていただいて賛成をしていただきたいと思います。

○杉森委員長 そのほかいかがですか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 土地開発基金については、以前のやっぱり決算だか審議だと思いましたが、当初購入した金額とそれから実際に買い戻した金額とそういう今の社会情勢等もあると思うんですが、赤字が出たり、何かそういうようなことも発生している事例がありますので、実際にどうなっているのか、やはりその辺をきちっと調査をしていくということが必要じゃないかと思っております。

○杉森委員長 そのほか御意見ありましたら。伊藤委員。

○伊藤委員 土地開発基金の問題は長期的な課題というか、前々から言われている問題ではありまして、非常に重要な問題です。最近インターネットのヤフーのポータルサイトでも、ちょっと違いますが、土地開発公社、公庫で買われた土地の値段が買ったときより下がっていて非常に問題になっているという、全国的にも注目されている問題でありますので、何か議案を採決するかそういう話ではないと思うんです。つまり、勉強しようという話だと思うんです。この事務調査というのは。なので、こうやって積極的に例えば視察に行くだとか執行部から話を聞くという形で委員会は閉会中であっても開催するというのはあってもいいと、ぜひやるべきだと思っております。

○杉森委員長 そのほか、疑問も含めて、質問も含めて意見を求めたいと思いますが。守屋委員。

○守屋委員 私もちょうと不勉強で、いまいちわからないんですけども、要は今まで土地開発基金で購入したその土地を一つ一つ吟味しながら、プラスなのかマイナスなのか、今の時点の価格を調べるということなのか、それとも土地開発基金自体をなくしてしまうのか、それをなくすのかなくさないのか、その調査をやるのか。ちょっといまいちわからないので、そこのところお聞きしたいなと思うんですけどもね。

○杉森委員長 いかがでしょうか。小松崎委員。

○小松崎委員 この土地開発基金の問題は、以前いわゆる再議まで起こして日曜日1日かかってやったというふうな過去の経緯もございます。そして、現根本市長になりましたけれども、そういったいわゆる土地開発基金の土地に関して、いわゆる処分をしていくというふうな方向をきちり打ち出した中で、現実的には売却できないというふうな現状もありますので、これはやっぱり現市長が推進している状況、ちょっとはかばかしくないというふうな部分もございまして、過去のものに立ち返ってしっかりと調査した上で進めていくというふうなことで、協力をいただきたいと思っております。

○杉森委員長 山越委員。

○山越委員 守屋委員言われたのもほとんどの部分で同感なんですけど、いまいちこの事務調査について何を目的にどういうふうな調査をするのかというのが曖昧でちょっとわからないんですね。

むしろ今の小松崎委員さんのお話では廃止ありきの何か言い方なんじゃないかなと、私の間違いかもしれませんが、そういうふうを感じるわけです。そして伊藤委員さんにも申し上げますけれども、これ土地開発公社と土地開発基金というのは全く違うもので、土地開発公社の話を引き合いに出して論ずるとするのはちょっとどうなのかなと思います。

○杉森委員長 ほかに意見、ございますか。よろしいですか。山越委員。

○山越委員 済みません、この閉会中の事務調査、全然だめだとは言っていないんですが、何をどのようにどこをやるのか、もうちょっと明確にさせていただきたいんですよ。それをお聞きしたいんです。

○杉森委員長 小松崎委員。

○小松崎委員 先ほども申し上げましたけれども、再議を付して、それで1日曜日かけてやったわけなんですよ。そういったこれ案件なんですね。ですから一つ一つもう一度改めて立ち返って調査すると。当たり前のことじゃないですか。この土地開発基金に関しては、もちろんこれを全廃するとかそういった議論ではないわけですよ。まずはその前に全部しっかり、再議で1日やったこの事案を改めてチェックする、改めて調査するということが全く問題ない、そういうふうに思いますけれども、御協力をお願いしたい。

○杉森委員長 山越委員。

○山越委員 それ、ちょっと逆でしょう。再議というのは無理やりやったわけじゃなくて、自治法でちゃんと認められている方法をとったわけですから、私はそこを引き合いに出してくるというのはどうなのかなと思いますけれども。そうじゃなくて純粹に何をどう調べるんだ、調査するんだという方向から入っていったほうが理解を得られやすいんじゃないかなと思っていますよ。

○杉森委員長 尾野委員。

○尾野委員 そうですね、ここで今また決定していくというのが、もう少し前もってこういう内容をきちっとわかるような情報を得て、何かこう書面とかあった上でやったほうが、より前もって、そうすると検討して、今ここでまた即出されてもということはやっぱりあるかと思います。ですので、そういう形をとるのもひとつ手かなというふうに思います。

以上です。

○杉森委員長 小松崎委員。

○小松崎委員 これ執行部のほうも担当課長、我々の基本的な全員の勉強会に協力してくれるということでございますので、その辺を踏まえて、全員が改めて土地開発基金について基本的な勉強からスタートしようという部分も含まれていますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○杉森委員長 大体意見はよろしいですか。そうしましたら、中根委員のほうから採決の前に少し休憩をとってその上でということでございますので、少し休憩をとりたひと思ひます。（「10分」の声あり）今、10時40分ですので、（「15分」の声あり）そうですね、少しじゃあ余裕を持って15分ぐらひ。10時55分再開ということでお願ひいたします。

午前10時40分休憩

---

午前10時58分開議

○杉森委員長 それでは、委員会を再開いたします。

いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。委員長、大変初めてなものでふなれでございまして、進め方で瑕疵があったようで、この問題を新たな案件としてこの委員会で取り上げるのかどうなのかというふうなところから本来ならば始めなければならなかったということで、大変皆さんに御迷惑をおかけいたしました。それで、この問題については一応ですね、またそれを最初からやり直すということでやっているとまた時間もかかりますしいろいろあるかと思しますので、委員長としては以下のようにまとめていきたいと思えます。

もともと御本人からも御意見伺ったところ、勉強会的にこの問題を進めていきたいと、勉強していきたいということが趣旨であるということでございますので、委員会としては視察やなんかでもそのように行っているわけですけれども、委員長からそういうふうな提案という形で行って、勉強会を進めていくというふうな形でこの問題については取り組みを行っていくというふうな形で行ってまいりたいと思えます。以上のようなことでこの問題については処理をしていきたいというふうに思えます。

そのほか、委員会としての問題について御意見なければ、以上で委員会を閉会していきたいと思えます。

御苦勞さまでした。

午前11時03分閉会